

東北文化学園大学授業料等特別措置制度規程

「平成 21 年 2 月 18 日」
「理 事 会 制 定」

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東北文化学園大学学則（以下「学則」という。）第 50 条第 1 項別表第 2 の備考の規定に基づき、東北文化学園大学（以下「大学」という。）に修業年限を超えて在学し、かつ学修意欲のある学生に対して適用するための授業料等特別措置制度（以下「特別措置」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(特別措置の対象)

第 2 条 特別措置の対象は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 休学期間を除き大学に修業年限を超えて在学し、かつ、3 年次以上に在学している者。ただし、学則第 25 条第 1 項の規定により編入学した者は、在学すべき年数を超えて在学する者
- (2) 既修得単位が 80 単位以上の者
- (3) 特別措置申請時において授業料等を完納している者
- (4) 特別措置申請時までに懲戒処分を受けていない者

(特別措置の方法)

第 3 条 特別措置は、次のとおりとする。

- (1) 授業料、施設設備費、実験実習費及び教育充実費（以下、「授業料等」という。）は、別表に定める。
- (2) 特別措置による授業料等は、学期の途中で休学、退学又は除籍しても返還しない。
- (3) 特別措置による授業料等は、学則第 51 条に定める期日までに納付しなければならない。
- (4) 特別措置による授業料等の延納又は分納は、原則認めない。

(特別措置の申請)

第 4 条 特別措置を申請しようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料等特別措置申請書
- (2) 成績証明書
- (3) その他必要と認める書類

(特別措置対象者の選考)

第5条 特別措置を志願する者の選考は、教務委員会が行い、学長が決定する。

(特別措置の停止)

第6条 特別措置の対象である者が次の各号のいずれかに該当する場合、特別措置を停止する。

- (1) 修学状況に怠慢等があると学長が認めたとき。
- (2) その他、学長が特別措置の対象者として不適当であると認めたとき。

2 前項第1号又は第2号に該当し、特別措置の停止を受けた者は、学則第50条第1項別表第2に規定する授業料等を納付しなければならない。

(庶務)

第7条 特別措置に関する庶務は、教務部教務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施するために必要な事項は、学長が定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長の意見を聞いて、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の別表にかかわらず、科学技術学部人間環境デザイン学科に平成25年3月31日に在学する者については、従前の別表を適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2023年10月24日から施行し、2024年4月1日に特別措置の対象となる学生から適用する。

2 この規程の施行日の前日において、本学に在籍し現に改正前のこの規程による特別措置の対象となっている者で施行日以降も引き続いて在籍する者については、2024年3月31日までは、なお、従前の例による。

別表 授業料、施設設備費、実験実習費及び教育充実費

2020年度以前入学者

(単位：円)

区 分	医療福祉学部			総合政策学部	科学技術学部		
	リハビリテーション学科	看護学科	保健福祉学科	総合政策学科	知能情報システム学科	建築環境学科	臨床工学科
授業料 (1単位)	25,000	25,000	20,000	20,000	25,000	25,000	25,000
施設設備費 (半期)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
実験実習費 (半期)	150,000	150,000	100,000	50,000	150,000	150,000	150,000

備考 実験実習費は、実習等を伴う科目を履修する場合に徴収する。

2021年度以降入学者

(単位：円)

区 分	医療福祉学部		現代社会学部		経営法学部	工学部		
	リハビリテーション学科	看護学科	現代社会学科		経営法学科	知能情報システム学科	建築環境学科	臨床工学科
			社会学専攻	社会福祉学専攻				
授業料 (1単位)	25,000	25,000	20,000	20,000	20,000	25,000	25,000	25,000
施設設備費 (半期)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
実験実習費 (半期)	175,000	175,000	—	45,000	—	125,000	125,000	150,000
教育充実費 (半期)	—	—	50,000	50,000	49,000	—	—	—

備考 実験実習費及び教育充実費は、学科・専攻が別に定める科目を履修する場合に徴収する。